

第18回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年11月29日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 5番 森 通弘、25番 廣見 安彦

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第116号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4 議案第117号 非農地証明願いについて
第5 議案第118号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第6 議案第119号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）
第7 議案第120号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
第8 議案第121号 串間市農業委員会事務局職員倫理規程（案）の制定について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第18回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
5番 森 通弘 委員
25番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の取下げがありますので、事務局の説明を求めます

事務局

農地法第3条の規定による許可申請書の取下について報告いたします。議案第115号、農地法第3条、申請番号1番の1件につきましては、令和6年11月26日に譲渡人及び譲受人の双方から取下書の提出があり、受理しましたので報告いたします。取下理由につきましては、譲受人は農地を贈与で取得する際の贈与税を支払う事が困難なため取下書が提出されたことをご報告いたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は3件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、貸人の申出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第115号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。申請番号1番は取下書が提出されましたので、2番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号2番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に飼料作物を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家であり、毎年飼料作物の作付けをしており、農業従事状況については、本人が300日、妻が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料作物の作付けがあり、農薬は使用しないので問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号2番を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 1 5 号、申請番号 2 番は許可することに決定いたします。

議案第 1 1 6 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 (1 番)

次に議案第 1 1 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番の 3 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 1 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番と 2 番の所有権移転に関する 2 件と賃貸借権の設定に関する 1 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、申請番号 3 番の農地区分は農振農用地内ではありますが、申請内容が一時転用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと申間市長より意見書の提出がありますので、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号イ及びロの不許可の例外に該当しております。したがいまして、今回の申請番号 1 番から 3 番の 3 件につきましては、6 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号・第 7 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3 番委員

議案第 1 1 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。1 番については、申請地は耕作不便で植林に至っており、渡人は高齢で後継者がおらず管理できなくなってきたため、知人である受人に譲渡したく始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 1 ページから 4 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われまます。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 (1 番)

次に 2 番について、5 番委員より説明をお願いします。

5 番委員

議案第 1 1 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番の所有権移転に関する 1 件でございます。2 番については、受会社は再生可能エネルギー事業を展開しており、今回の申請地に太陽光発電施設を設置し、売電事業を行いたく申請されたものです。申請地図面の 5 ページから 8 ページをご覧ください。申請地の北側、東側、南側は道路、西側に農地が隣接していますが、境界には畦があり、雨水も自然浸透で問題ありません。以上、申請番号 2 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 3 番について、2 3 番委員より説明をお願いします。

2 3 番委員

議案第 1 1 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当は申請番号 3 番の賃貸借権設定の一時転用に関する 1 件でございます。3 番については、林業を営む受法人が、申請地周辺の山林を伐採するため申請地を木材集積場として使用しており、伐採作業終了までの期間利用したく始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。申請地の北側は宅地、東側は堤、西側は道路、南側に農地がありますが、資材が転がらないよう境界付近に止め杭を設置しており、雨水は自然浸透で問題ないため土砂流出等の影響はありません。伐採終了後は速やかに木材を撤去して止め杭を外し、農地復旧を行うとのことでしたので問題ありません。以上、申請番号 3 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 1 番から 3 番の 3 件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 1 6 号、申請番号 1 番から 3 番の 3 件は許可相当としますが、

議長（1番）

申請番号2番は、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、1番と3番の2件は、意見を付して県へ副申いたします。

議案第117号：非農地証明願いについて

議長（1番）

次に議案第117号、非農地証明願いについて、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第117号、非農地証明願いについて、申請番号1番の1件を説明します。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。申請番号1番の申請地につきましては、昭和57年より土地収用法第3条第1項第23号に規定する社会福祉法の社会福祉事業用地として使用しているため、昭和51年7月5日施行「宮崎県証明書交付手続要領」にあります、非農地認定基準の「農地法第4条第1項第6号に規定する場合」に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第117号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。申請地図面の13ページから17ページをご覧ください。現地調査を行ったところ、申請地の現況は保育園敷地内にある園庭の一部として利用されていることを確認しました。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（1番）

申請1件は非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第117号、申請1件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和6年11月分につきましては、串間市長より令和6年11月15日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第118号、利用権設定が8件、面積が19,268㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第118号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

議案第118号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、14番委員と25番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（14番委員、25番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（１番）

議案第１１８号は、申請番号１番から８番の８件であります。先に２番と３番と８番の３件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１１８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号１番から８番の８件でございますが、先に２番と３番と８番の３件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請３件は、１０ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１８番委員より申請番号２番と３番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１８番委員

議案第１１８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２番と３番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に８番について、２７番委員より説明をお願いします。

２７番委員

議案第１１８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号８番の１件を報告します。８番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号2番と3番と8番の3件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第118号、申請番号2番と3番と8番の3件は承認し、市へ通知いたします。

暫時休憩します。

（ 14番委員、25番委員 入室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に申請番号1番と4番から7番の5件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第118号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番と4番から7番の5件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請5件は、10ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案第118号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番と7番の2件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第118号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号4番と7番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者及び地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番と6番の2件について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第118号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号5番と6番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番と4番から7番の5件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第118号、申請番号1番と4番から7番の5件は承認し、市へ通知いたします。

議案第119号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）

議長（1番）

次に議案第119号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・再配分、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第119号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号1番の1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、16ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、15番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

15番委員

議案第119号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番の1件を報告します。この1件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番の1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第119号、申請番号1番の1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（ 農業振興課 農政企画係長 入室 ）

議案第120号：串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第120号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、を議案といたします。
まず、農業振興課より提案理由の説明を求めます。

農業振興課

議案第120号、串間市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

資料1をご覧ください。令和6年10月に農業振興地域整備計画の変更について申請を受け付けたところ3者から申請があり、すべて農用地区域内からの除外の案件となっております。まず、「資料1-1」の除外の案件について説明します。申請地は周辺が荒地化し鳥獣被害も多く、農地として管理することが困難であるため、杉を植林し山林として管理したく、農用地区域内からの除外を申請されたものです。地目は田で、面積は307㎡です。隣接地との境界には畦畔があり、雨水については自然浸透で問題ありません。場所については、資料4ページから10ページをご確認願います。次に「資料1-2」の除外の案件について説明します。申請者は周囲の山林を購入予定であり、申請地に杉を植林し一体的に管理したく、農用地区域内からの除外を申請されたものです。地目は畑で、面積は1,629㎡です。申請地には隣接農地がありますが、申請地は隣接農地より低く、雨水についても自然浸透で問題ありません。場所については、資料14ページから20ページをご確認願います。次に「資料1-3」の除外の案件について説明します。申請者は串間市水道事業管理者であり、配水池の老朽化に伴い施設の更新と耐震化を図るものです。場所選定にあたっては、既存配水池は山間部に位置し建設用地や道路がなく施工が困難であったことから、申請地を選定されたものです。申請地は現在使用している水源地に隣接しており、既設配水管との接続も容易で建設コストや維持管理費の軽減が図られるため最適地であります。新設する配水池は、ステンレス製で耐震性等に優れ、漏水等の対策も敷地内に排水施設を設け万全を期するため、周辺農地への流出等の影響はありません。また、敷地外周には、防護策としてフェンスを設置します。地目は田で、面積は897㎡です。場所については、資料26ページから35ページをご確認願います。説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございますが、ここで質疑があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、農業振興課の退室をお願いします。

（農業振興課 農政企画係長 退室）

議長（1番）

それでは、農振農用地区域内からの除外申請3件について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

議案第120号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、除外分、申請番号1番から3番の3件について説明します。今回の農振農用地区域内からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2号各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後、問題がなければ農振法第12条の公告をもって除外となり、申請番号1番と2番の2件については、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請の提出を行うこととなります。申請番号1番と2番の2件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、除外後の農地法第4条及び第5条の許可申請の提出は可能であります。また、申請番号3番については、土地収用法第3条第1項第18号の水道法による水道用水供給事業の用に供する施設に該当するため、農地法第5条第1項第5号の規定により、除外後の転用申請が不要であることを申し添えます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

それでは、3番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第120号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は申請番号1番の除外申請の1件でございます。申請地は周辺が荒地化し鳥獣被害も多く、農地として管理することが困難であるため、杉を植林し山林として管理したく、除外申請されたものです。申請地を確認したところ、隣接する農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないと思われまますので、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の「除外」は妥当であると考えます。以上、申請番号1番の1件を調査してまいりましたが、「除外」することに関しまして何も

3 番委員

問題ありません。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長（1 番）

次に 2 番について、5 番委員より説明をお願いします。

5 番委員

議案第 1 2 0 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は申請番号 2 番の除外申請の 1 件でございます。申請者は周囲の山林を購入予定であり、申請地に杉を植林し一体的に管理したく、除外申請されたものです。申請地を確認したところ、東側に農地が一部隣接していますが、申請地は隣接農地より低いため、土砂流出等の影響はありません。雨水も自然浸透で問題ないため、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たしているため、今回の「除外」は妥当であると考えます。以上、申請番号 2 番の 1 件を調査してまいりましたが、「除外」することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長（1 番）

次に 3 番について、2 番委員より説明をお願いします。

2 番委員

議案第 1 2 0 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は申請番号 3 番の除外申請の 1 件でございます。申請人は配水池の老朽化に伴い、排水管との接続や維持管理等を考慮し、水源地の隣接地に配水池と送水ポンプ室を新設したく、除外申請されたものです。申請地を確認したところ、北側に農地が隣接していますが、フェンスを設置し土砂流出等の対策を行います。雨水は東側に傾斜をつけて排水路から河川に放流する計画で問題ないため、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たしているため、今回の「除外」は妥当であると考えます。以上、申請番号 3 番の 1 件を調査してまいりましたが、「除外」することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいま、2 番委員、3 番委員、5 番委員の各委員より、農振農用地区域内からの除外申請 3 件は、妥当であるとの意見が出されました。

他に意見はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、除外申請3件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第120号、除外申請3件は、妥当であると市へ通知します。

議案第121号：串間市農業委員会事務局職員倫理規程（案）の制定について

議長（1番）

次に議案第121号、串間市農業委員会事務局職員倫理規定（案）の制定について、を議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第121号、串間市農業委員会事務局職員倫理規程（案）の制定について、説明いたします。提案理由につきましては、令和7年1月1日施行「串間市職員倫理規程」の制定に伴い、串間市より令和6年9月30日付け110-1805号において、行政委員会における準用規程の整備が依頼されたため、「串間市農業委員会事務局職員倫理規程」（案）の制定を提案するものです。串間市農業委員会事務局職員倫理規程の施行につきましては、串間市職員倫理規程（令和6年串間市訓令第14号）の第2条第1項中「市長の事務部局」とあるのを「串間市農業委員会」と、同規程第9条第1項中「市長、副市長」とあるのを「串間市農業委員会」に読み替えることで準用させていただきます。また、この規程の施行日は、串間市職員倫理規程同様の令和7年1月1日として提案いたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第121号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

串間市農業委員会事務局職員倫理規程（案）を制定することに、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第121号、串間市農業委員会事務局職員倫理規程(案)は、提案どおり制定することに決定し、市長部局同様、令和7年1月1日を施行日といたします。

議長 (1 番)

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第18回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年11月29日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

5番 森 通弘

25番 廣見 安彦